

## 知っていますか？ LGBTQ+

- L (レズビアン) …同性を好きになる女性
  - G (ゲイ) …同性を好きになる男性
  - B (バイセクシュアル) …両方の性を好きになる人
  - T (トランスジェンダー) …からだの性とこころの性が一致しない人
  - Q (クエスチョニング又はクィア) …自分の性がはっきりしていない人等
  - + (プラス) …その他、性の多様性を表す言葉
- LGBTQ+ は多様な性のあり方を表す言葉で、社会の約1割をLGBTQ+の人が占めると言われています。



## 身近なハラスメントに注意

SOGI(ソジ又はソギ)という言葉を知っていますか？  
セクシュアル オリエンテーション これは、Sexual Orientation (性的指向) と ジェンダー Gender Identity (性自認) の頭文字をとった言葉で、「どの性の人を好きになるか」「自分をどのような性だと認識しているか」という属性を表す言葉です。これは全ての人が持っている概念です。

次の例は、性的指向や性自認を理由に差別的な言動などを行う「SOGIハラスメント」に該当します。普段の生活で性的指向や性自認に関連した言動を行う際にはハラスメントに当たらないか注意しましょう。

- ・「彼氏(彼女)できた？」と聞くなど、異性愛者を前提とした会話をする。
- ・「女性だから」という理由でスカート履かなくてはならないなど、性別を理由とした生活の強要。
- ・「ホモっていやだよ」「あの子レズらしいよ」など、侮蔑・差別的な言動や呼び方、いじめ、暴露を行う。
- ・トランスジェンダーであることを「他の従業員が不快に思っているから」等といった理由で解雇するなどの不当な扱いをする。



# 10月1日から パートナーシップ宣誓制度 が始まります

性的マイノリティの人は世界中にいて、他者と少し違うだけで不当な扱いを受け、ありのままに生きられないことが社会問題となっています。今回は、多様な性や生き方を尊重するための「パートナーシップ宣誓制度」について紹介します。

☎市民課人権・男女共同参画推進係 ☎0994-31-1150

## 「パートナーシップ宣誓制度」とは

性的マイノリティとは「からだの性とこころの性が一致しない」「同性を好きになる」「自分の性に違和感がある」人たちなどを指します。

本市では「パートナーシップ宣誓制度」が、10月1日(火)から始まります。これは相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人がパートナーであること宣誓し、市が婚姻に相当する関係であると公認して、宣誓書受領証を交付する制度のことです。

宣誓が認められたパートナーは、市営住宅に同居する入所手続きが可能になります。

## 宣誓するには

宣誓するには、希望する宣誓日時<sup>※</sup>の1週間前までに予約が必要で、宣誓当日は、住民票の写し等の必要書類を持って、市役所6階人権・男女共同参画推進係まで手続きをお願いします。

## 誰もが笑顔で過ごせる鹿屋市へ

性的あり方は、一つではありません。市民一人ひとりが多様な性や生き方を尊重し、誰一人として生きづらさを感じることなく笑顔で過ごせる鹿屋市でありたいと考えています。

本制度は、法律上の効力が生じるものではありませんが、共生する人たちが笑顔になれるよう、事業者をはじめ市民の皆さんは新たに共同生活をスタートさせる2人のパートナーシップを尊重し、性的マイノリティの人たちに対する理解を深めましょう。また、受領証の提示があった場合は本制度の趣旨をご理解いただき、個人情報の取り扱いには十分に配慮するようお願いいたします。

## パートナーシップ宣誓の手順と利用可能なサービス

- 宣誓可能な人
  - ①双方が成年に達していること
  - ②どちらか一方が本市に住所を有していること
  - ③双方に配偶者(事実婚を含む)又はすでにパートナーシップの関係にある人がいないこと
  - ④双方が近親者等でないこと
- 必要書類 住民票の写し、戸籍、本人であることが確認できる書類 など
- ※宣誓希望日の1週間前の日までに市民課人権・男女共同参画推進係に予約が必要
- ※宣誓の際は宣誓者双方での署名が必要
- ※宣誓書は市民課人権・男女共同参画推進係、市ホームページに有り
- 宣誓することで利用可能になるサービス
  - 行政サービス=市営住宅の入居申込
  - 民間サービス=住宅ローン審査における収入の合算、保険金受取人の設定や保険金の代理請求、携帯電話の家族割 など



▲鹿屋市パートナーシップ宣誓書受領カード